

第7号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和5年11月16日

島田市長 染谷絹代

市町村名 (市町村コード)	島田市 (22209)
地域名 (地域内農業集落名)	川根地域 旧川根町(市場・西向・大和田・前山・越地・塩本・市尾・峯・抜里・石風呂・葛籠・日掛・二俣・粟原・石上・出本・三並・日向・桑ノ山・上河内・久奈平・渡島・原八坂・堀之内・北・一色・笹間渡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年4月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

<p>当地域は市の北部に位置し、大井川の両岸に小規模な農業集落が点在しており、水田は少なく、傾斜地茶園が多い中山間地域である。経営規模が零細な農家が多く、高齢化と後継者不足が顕著で、農地の維持管理が困難になってきている。</p> <p>また、茶価の低迷や農業資材の高騰などにより、離農が進み、農地の荒廃化が進んでおり、茶の生産・販売の強化による所得の向上と効率的な農地の基盤整備、担い手の確保及び鳥獣被害対策が課題となっている。</p> <p>【地域の基礎的データ】農業者(20a以上)475件、中心経営体27件(うち法人2件) 主な作物:茶、椎茸、自然薯、水稻、ブルーベリー等</p>

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

<p>抜里地区周辺など一部には、平坦な茶園が広がっており、法人や茶農協及び自園自製農家が川根茶のブランドを活かした煎茶を製造していくことができるよう、乗用型管理機に対応した基盤整備を進め、担い手へ農地の集積・集約化を図っていく。</p> <p>傾斜地の多い山間部では、高品質の川根茶の他、付加価値の高い碾茶の契約栽培や有機栽培を拡大していくとともに、椎茸などの複合化を図り、経営の安定を目指していく。</p> <p>その他、農業を担う者を中心に集落全体で農地の保全活動に取り組んでいく。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	416.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	302.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とする。</p> <p>保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。</p>

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※ 地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、農地保有適格法人等へ農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針※ 農地の貸借については、原則として農地中間管理機構を通じて行っていくものとする。
(3)基盤整備事業への取組方針※ 畝替えや枕地整備など簡易的な基盤整備により、乗用型管理機での作業が可能となるよう、効率化を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※ 認定農業者の他、地域内外から多様な経営体を確保するため、JAや県などの関係機関と連携して相談体制を確立し、農地の幹旋や農作物の栽培技術指導などの支援を行っていく。特に、移住を組み合わせた農地幹旋事業に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針 水稻栽培や茶園管理に係る作業について、受託組織の育成を図るとともに、その受託組織や地域の担い手への委託により合理化を図り、荒廃農地の発生を未然に防止する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやカモシカなどによる被害を拡大しないよう、電気柵や防護柵を設置するとともに、被害情報を逐次提供し、有害鳥獣駆除などの対策を効果的に実施する。また、活動範囲が拡大しないよう、荒廃農地などの発生を抑える。
- ②④碾茶の有機栽培拡大を図り、抹茶加工販売団体との連携により需要の高い海外輸出に取り組んでいく。
- ⑨茶との複合経営に取り組むとともに、茶生産組織体制の再編整備・法人化を検討していく。また、SNSなどにより川根茶ブランドを情報発信し、販売力の強化を図っていく。